

令和 3 年 10 月 28 日

第 3 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和3年10月28日
午後1時30分～午後4時40分
場所 出水市役所高尾野支所 1階ホール

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

なし

その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 非農地証明願について
- 議案第 6号 出水市農業委員会「農地等の利用最適化の推進に関する指針」について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第3回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
今回は農業委員全員の出席で定足数に達しております。
議事録署名委員を指名いたします。
5番、大久保委員と6番、井町委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農業用施設に供する場合の届出(2a未満)について

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 3ページからになります。所有権移転第1項です。申請地は、高尾野町大久保、田、畑、5筆、合計面積895㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後はシイタケを栽培予定です。許可後の面積は、11,465㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による申請です。

第2項、申請地は、高尾野町唐笠木、畑、5筆、合計面積4,632㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後は甘藷を耕作予定です。許可後の面積は、12,415㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第3項、申請地は野田町下名、畑、128㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稻等を耕作されています。許可後の面積は、6,924㎡です。取得後は野菜を耕作予定です、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。地籍図の7ページを御覧ください。資料の7ページです。斜線でしてあるのが申請地になるんですが、この東隣〇〇〇〇番の畑は、申請者(譲受人)の父親の所有地農地になります。

続きまして、第4項です。申請地は、野田町下名、田、畑4筆、合計面積2,102㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後も水稻を耕作予定です。許可後の面積は6,871㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。地籍図の8ページを御覧ください。少し混み入ってすみません。地図が左上の所に、斜線で囲ってある田が3筆あるんですが、その一角、斜線で引いてない田の〇〇〇〇番〇の田んぼも譲受人が実際借り受けて申請地と併せて一体として、耕作をされています。

次に第5項です。第5項、申請地は野田町下名、田、畑2筆、合計面積1,513㎡です。譲受人は、兼業農家で甘藷等を耕作されています。取得後は甘藷を耕作予定です。許可後の面積は、9,640㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。地籍図9ページを御覧ください。斜線の周り申請地が2筆あるんですが、この周り〇〇〇〇番・畑、〇〇〇〇番・田、〇〇〇〇番〇は、申請人及び申請人のお父さんの所有農地になっています。

続きまして、第6項です。申請地は高尾野町江内、畑、2,261㎡です。譲受人は、阿久根市の農家の方で甘夏等を耕作されています。許可後は果樹(甘夏)を耕作予定です。許可後の面積は7,129㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。地籍図の10ページを御覧ください。斜線の3筆が申請地なのですが、この周りの〇〇〇〇番〇・山林、〇〇〇〇番〇・宅地、これも一緒に併せて譲受人が贈与を受けるという事だそうです。

続きまして、第7項です。申請地は高尾野町江内、畑、1, 292㎡です。譲受人は、農家で甘藷等を耕作されています。許可後は甘藷を耕作予定です。許可後の面積は3, 617㎡で、譲受人と譲渡人の農地の交換による申請です。

第8項、申請地は高尾野町江内、畑、1, 464㎡です。譲受人は、農家で甘藷等を耕作されています。許可後は甘藷を耕作予定です。許可後の面積は3, 749㎡で譲受人と譲渡人の農地の交換による申請です。

第7項・第8項の申請地については、現在、譲受人が申請している農地と隣接する自己農地と一体で耕作中です。今回の申請は、現在の耕作地と登記名義が異なっているため、耕作実態に合わせるための交換申請です。資料11ページの地籍図を御覧ください。第7項の譲受人は現在、自己所有地〇〇〇〇番〇と申請地〇〇〇〇番〇を耕作中です。第8項の譲受人は、自己所有地〇〇〇〇番〇と申請地〇〇〇〇番〇を耕作中です。これが実際作っていらっしやる農地になります。

続きまして9項です。申請地は高尾野町下水流、田、797㎡です。譲受人は、兼業農家です。現在は野菜等を耕作されています。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は、10, 905㎡で譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による申請です。

第10項、申請地は境町、畑、2筆、合計3, 185㎡です。譲受人は農家です。現在は、甘藷等を耕作されています。取得後は果樹を耕作予定です。許可後の面積は、7, 039㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による売買の申請です。地籍14ページを御覧ください。斜線部分2筆は申請地になっているんですけども、この下側の〇〇〇〇番〇・畑と〇〇〇〇番〇・山林は今回の譲受人の所有地になります。

最後に第11項です。申請地は六月田町、田、811㎡です。譲受人は農家です。現在は、水稻を耕作されています。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は、23, 098㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。現在も譲受人が借り受けて耕作中です。以上です。

議長 報告者の2番委員、13番委員、調査結果の報告をお願いします。

2番

2番です。10月25日、13番委員、私、事務局職員で調査・審議した結果を報告します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第1項から第6項までを報告します。所有権移転第1項、位置図は5ページを御覧ください。申請地は、上り立交差点から南へ約690m行った所に位置します。〇〇〇〇〇〇〇〇の向かえに当たる所です。現地は、クヌギを植えてあり完備されていました。許可後は数年間育成し、シイタケを栽培されるそうです。申請人との関係は親戚だそうです。許可後の面積は、11, 465㎡です。

第2項、地籍図は6ページをご覧ください。申請地は、唐笠木の南方神社の近くにあり、兄から妹への受贈と贈与による申請です。許可後は甘藷を栽培されるそうです許可後の面積は、12, 415㎡です。

第3項、地籍図は7ページを御覧ください。申請地は、野田の〇〇〇〇の東側に当たりハウスが建っておりました。許可後は、野菜を栽培されるそうです。申請人との関係は甥です。許可後の面積は、6, 924㎡です。

続きまして、第4項。位置図は8ページを御覧ください。申請地は、野田IC(インターチェンジ)から西へ約700mの所に位置します。許可後は水稻を耕作されるそうです。調査

日の日は、まだ陰干しがしてありました。申請人との関係は甥です。許可後の面積は、6,871㎡です。

続きまして、第5項。位置図は9ページを御覧ください。申請地は、野田IC(インターチェンジ)から南西へ約1kmの所にあります。譲受人が周辺の土地を所有しており、今回も所有権移転の一体利用をして甘藷を作付けされるそうです。許可後の面積は、9,640㎡です。

続きまして、第6項。位置図は10ページを御覧ください。申請地は、木串公民館から南西へ約500mの所にあります。地籍図の〇〇〇〇番〇・山林、〇〇〇〇番〇宅地も利用し、一体利用で甘夏を栽培されるそうです。申請人との関係は親戚です。以上、所有権移転第1項から第6項は、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、「許可相当」と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 引き続きまして、13番委員をお願いします。

13番 13番です。調査委員・調査日等につきましては、先ほど2番委員から述べられましたので省略をいたします。所有権移転第7項。位置図は、11ページを御覧ください。申請地は、野口漁港から西へ約2kmぐらい行った所にあります。第7項と8項は、この土地の『交換』という事で判断していますので、一緒に12ページまで見ていただければ、4枚、申請人の〇〇〇〇さんの耕作されている。そこの隣接する所に、作業場用に交換したという様な事です。申請人の関係は、親戚同士という事で話し合いが付いておりました。現在はもう綺麗に耕耘されまして、綺麗な状態になっておりました。

次に第9項です。13ページを御覧ください。申請地は下水流交差点から西へ約200mぐらい行った所なんですけど、現在、水稻を作っいらっしゃいまして、この申請人との関係が姉さんという事でありまして、姉弟で換えたという様な状況でございました。現在、水稻があったんですけども、「少し管理が足りないな。」と言っておられまして、そういう様な姉さんとしてしっかり作られるんだなと思ったところでもございました。それから、次の〇〇さん、第10項ですけども、14ページを開いていただきます。〇〇〇〇さんという事で、場所は、切通小学校から南へ約570mぐらい行った所でした。境町の所です。現在、果樹が少し植わっておりまして、申請人との関係は、知人という事で、これから果樹をしっかりと作っていくと言う様な事で、あんまり問題は無かったんじゃないかというふうに思っております。それから、次に第11項。15ページを御覧いただくと、〇〇〇〇さんという事で、出水市役所から北へ約2kmちょっと行った所という事で、現在、牧草が耕畜されておりまして、大分に住んでいらっしゃる方から譲り受けるという様な事で、今も現在耕作されているのが移転されるという様な事で、何ら問題は無かったんじゃないかなという風に思っているところでございます。

以上、所有権移転第7項から第11項については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終了しました。御意見・御質問をお受けいたします。

議長 14番委員、どうぞ。

14番 14番ですが、1つだけ事務局に聞きたいんですけど、3項で譲受人はコメを作っているときき聞いたんですけど、もし良かったらどこら辺に作っとつとかそれだけちょこっと教えてくんやん。よろしくをお願いします。

事務局 お待ちください。

議長 ○○さんの作付け地ですか。

14番 はい。

事務局 野田町の上名の十三奉行迫（じゅさぶろうぎこ）に田がありまして、あと下名の鞆田（つみだ）、そこはですね、うちの台帳では今貸してないです。令和2年の2月13日に合意解約をして終わっていますね。

14番 はい。分かりました。

議長 他にございませんか。

ないようです。調査委員の報告では、「許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の返事）

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については全件「許可相当」と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号農用地利用集積について、資料の23ページ「農用地利用集積計画総括」を御覧ください。農用地利用集積に係る利用権の設定、農地中間管理権の取得から所有権の移転までを一括して説明します。

賃借権の設定は、新規が5件、7筆、再設定が7件、12筆、合わせて12件、19筆で、23, 108㎡です。

続いて、使用貸借権の設定は、新規が、3件、3筆で、2, 121㎡です。

続いて、農地中間管理機構の集積計画は、耕作者別で1件、貸出者別では3件で、6筆 6, 737㎡です。

最後に、農用地利用集積に係る所有権の移転ですが、売買が、6件、10筆で、30, 618㎡、贈与が、1件、1筆で、1, 965㎡です。

全体として25件、39筆、64, 549㎡の集積計画になります。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。2番委員、審議結果の報告をお願いします。

2番 2番です。10月25日に13番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。全件、担い手農家及び認定農家ですので、農地を有効利用されると思われまますので、ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。以上です。終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

なお、初めての方いらっしゃると思いますけれども、以前はですね、個人ごとに通し番号で説明をしておりましたけれども、お手元に総会前に資料が届きますので、お目通しをして下さいと言う様なお願いをしながら、総括上で説明をする方向で決定をしておりますので、その旨御理解をして、ここはちょっとおかしいなあという様な質問がございましたら、調査員並びに事務局の方に質疑とか質問をしてください。

そのような事で、御質問・御意見等ございませんか。

(質疑等)

ないようです。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局お願いします。

事務局 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてという事でございます。これにつきましては、農政課の方から、農地から除外をする、編入をする、用途変更をするという場合に農業委員会に意見を求めて参ります。それに対して農業委員会としての意見を農政課の方に伝えるという事になりまして、報告につきましては、「適当」という報告になりますので、よろしく願いいたします。それで、今月のものにつきましては、3件、農政課から依頼がありまして、3件とも編入という事でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、第1項、編入の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の原野2筆で、1, 075㎡です。申請人は、市内の農業者です。当該地を農用地区域に編入し、果樹経営支援対策事業の対象農地にしようとするものです。尚、果樹経営支援対策事業とは、果樹の優良品目・品種への改植等や樹園地の整備に対して助成を行う事業で、交付要件に農用地区域内農地であるというのが交付要件にありますので、今回編入という事で上がって参りました。以上です。

議長 担当は15番委員、お願いいたします。

15番 15番です。10月26日、8番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、高尾野町江内、江内運動公園から南へ350mほどに位置しておりまして、ハウス栽培の果樹ばかりが栽培されている所の原野であります。優良な農地で、農業振興地域整備計画の所に挟まれているので、現在も果樹を適正に管理されておりました。農業経営の改善を図るためのもので、問題ないと思われまして、調査の結果、今後も農地として有効活用される見込みがあると思われまして、農用地区域への編入は適当と判断いたしました。以上です。

議長 第2項お願いします。

事務局 第2項について説明いたします。第2項、編入です。申請地は、上鯖淵の畑で、787㎡です。申請人は、市内の農業者です。当該地を農用地区域内に編入し、果樹経営支援対策事業の対象地としようとするものです。以上です。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。10月26日、7番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、上鯖淵、香月公民館から東へ200mに位置し、果樹が栽培されている畑です。申請地と左が787㎡の農地なんですけれども、周辺園地も自分で開拓している様な農地で、適正に管理されておりました。農業振興地域整備計画に隣接する場所で、適正に管理されており、農業経営の改善を図るためのもので、問題ないと思われまして、調査の結果、今後も農地として有効活用される見込みがあると思われ、農用地区域への編入は適当と判断いたしました。

以上です。

議長 第3項、お願いします。

事務局 第3項について、説明いたします。編入になります。申請地は、堺町の山林3筆で、合計27,240㎡です。申請人は、熊本県芦北町の認定農業者です。当該地を農用地区域内に編入し、果樹経営支援対策事業の対象地としようとするものです。以上です。

議長 1番委員、お願いします。

1番 申請地は、堺町、切通小学校から西へ800mほどに位置し、山林を切り開いている場所です。見に行った所も開墾というか造成というか木を採っている最中でした。ここを伐採開墾して、増築して使っていくという事でした。農業振興地域整備計画に隣接する場所で、今後は果樹を新たに植栽され農業経営の改善を図るためのもので問題ないと思われ、調査の結果、今後も農地として有効活用される見込みがあると思われ、農用地区域への編入は適当と判断しました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終了しました。御意見・御質問をお受けいたします。

16番 「はい。」と挙手。

議長 16番委員。

16番 16番です。25ページなんですけど、地目が畑なんですけど、これは樹園地に変更しないといけないのでは。

議長 事業の内容としては、『畑』は『畑』で良いのですか。

事務局 はい、ここが先ほど言いました、農業振興地域の地域に入っていなかった、ここ畑なんですけど、ちょうどここを聞きますと、昔山林になっていてですね、まあまあ日当たりも凄く良い所ではなかった、今回、ここ用に改植をしたいと。改植するに当たってここが、農業振興地域に入っていなかったのも、今回編入したいという事でございます。

議長 よろしいですか。

16番 「はい。」

議長 他にございませんか。

(質疑等)

ないようです。調査委員の報告では、全件「適当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」と返事。)

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については、全件「適当」と決定いたします。

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、お願いします。

事務局 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、議事に入ります前に、資料30ページ、第4項につきましてはですね、土地改良区との協議が本日まで済んで、出来なかったという事で、申請人より取り下げがあり来月土地改良区との協議が整い次第、再度申請するという事でございますので、本日の総会での第4項は、取り下げという事になります。転用の場合につきましては、皆さんがたの回答が、「許可相当」という回答になります。初めての方もいらっしゃると思います。「転用すりゃ何ヶ月なったら、許可

が来るの」と多分聞かれると思います。大体、さっき言いましたように農業振興地域に入っていない場所になりますと、申請書を出した日から大体3ヶ月ぐらいは見てほしい。農業振興地域に入っている場所につきましては、農業振興地域から除外をしないでほしいという作業が出てまいります。そうしますと、許可が出るまでには、半年ぐらい掛かります。それぞれ聞かれた場合には、期間としての目安ですね、それぐらいは掛かりますという事になります。今回皆さん方に「許可相当」という事で、意見をもらいますと、この前説明しました、『第1種農地』とか、『農業振興地域』とか、農地の広がりがあるものにつきましては、県の農業会議の会にかけられます。そこで「差支えなし」という意見をもらわないと、県の方が許可をしないという事になりまして、今度出水の北薩地区では、うちの会長がその委員にもなっておりますので、そういう会議に1回掛けるという事になります。そのため聞かれた時は、そのようにお答え願えればと思っております。

それでは、第1項について御説明いたします。資料の27ページになります。申請地は、米ノ津町の田、256㎡です。申請人は、市内に住む会社員です。申請地を取得して、新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 7番委員、お願いします。

7番 7番です。調査日と調査委員につきましては、1委員と一緒にしたので、省略いたします。現地に調査と机上審議した結果を報告します。申請地につきましては、米ノ津町、米ノ津郵便局から東へ250mほどに位置し、不耕作の田んぼでした。申請面積につきましては、一般住宅1棟を建築する敷地面積として256㎡であり、妥当であると思われれます。造成につきましては、接している道路よりも少し高くなるよう1mほど盛り土をされるという事でした。生活排水につきましては、下水道、雨水につきましては、道路側溝を利用されます。また、申請地周辺には農地が無く、農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 第2項お願いします。

事務局 第2項について、説明いたします。申請地は中央町の畑、729㎡です。申請人は、薩摩川内市内で建築業を営む法人です。一体利用地として、宅地1筆、605.17㎡があります。申請地を取得して、今回新たに宅地分譲4区画を整備し経営の安定を図ろうとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。10月26日、15番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。先ほど事務局の方から報告がありましたように、申請地は、中央町、出水平野土地改良区、東側に位置しております、不耕作の畑であります。一体利用地として、宅地1筆、申請面積は、宅地分譲4区画を造成する敷地面積として、1134.17㎡であり妥当であると思われれます。造成については接している道路に合わせるように、20cmほど盛土し、また、場所によっては30cmほど切土をされ、隣接する農地の境界には、ブロックを積み被害が及ぼさないようにするという事であり、生活排水は下水道、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、

許可相当と判断しました。

議長 続きます、3項お願いします。

事務局 第3項について説明いたします。申請地は、西出水町の畑、273㎡です。申請人は、熊本県水俣市の自営業者です。申請地を取得し、隣接する社会福祉法人〇〇〇〇〇〇、これは〇〇〇〇〇〇〇を運営している福祉会になります。に、貸駐車場として利用を図るものです。今日、総会前にお配りいたしました、別紙、住宅地図をお配りいたしました。それを見ていただきたい訳ですけれども、現在総会資料の地籍図を見ていただきますと、申請地まで車が出入りする道の記載がありませんが、ここはですね、戦時中海軍省の宿舎であった土地という事でこの畑が袋地になっております。袋地になっておりますので、ここへの通行権、囲繞地通行権というのが認められまして、今日お配りしましたこの東側の市道の方から、表記いたしました、キ、この線ですね、ここを通過して駐車場に行けるように通路というかそれが現況ではございます。これは、道路通行していいです。という権利を奥の方が申請いたしまして、裁判所が認めた。という事でございますので、地籍図には通路という事で出てまいりませんが、現場に行かれますと道路がちゃんとありますので、疑問に思われた方は、ここ行った時は、「ここに道路があるな。」という事で見ていただければと思います。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。調査日は、先ほど申しましたので省略いたします。今、事務局の方で詳しい説明がありましたが、補足としましてですね、あまりにも狭い進入通路でありますので、行くいくは、申請地の先にですね、江崎川という場所があるんですが、その前の通路を活用させてもらう。と言う様なことのでございましたので、周辺農地への影響はない。また、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きます、4項は、取り下げという事で、冒頭説明がございました。

第5項、お願いします。

事務局 第5項について、説明いたします。申請地は、向江町の畑で、158㎡です。一体利用地として、宅地1筆、山林1筆、合わせて230.32㎡があります。申請人は、市内の自営業者です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 7番委員、お願いします。

7番 7番です。調査員・調査日につきましては、先ほど言いましたので省略いたします。現地調査後机上審議した結果を報告します。申請地につきましては、向江町ホテルキングから西へ200mに位置し、不耕作の畑でした。一体利用として、宅地1筆、山林1筆 計237.32㎡であります。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として、395.32㎡であり、妥当であると思われま。路線につきましては、現状のまま利用し、隣接する農地の境には、ブロック塀を設置する予定であると聞いております。生活排水は下水道へ、雨水につきましては道路側溝を利用されます。ここには、無いですけど、宅地が3件、立件地として最後の一角になっているようです。下水道・雨水につきましては、整備してあると思われました。周辺農地への影響は無いと思われま。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は

無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きます、6項お願いします。

事務局 第6項について、御説明いたします。申請地は西出水町の畑、427㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 15番委員、お願いします。

15番 15番です。調査日・調査委員につきましては、小倉委員と同じであるため、省略します。申請地は、西出水町、東光山西出水斎場から南に100mほどに位置し、不耕作の畑です。申請地は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として427㎡であり、妥当であると思われます。造成につきましては、接している道路に這わせるように80cmほど盛土をして、隣接する農地の境界には、ブロック塀をして被害を及ぼさないようにするという事です。生活排水は下水道、雨水は、前の道路が改良区の道路で、ここを横断して、向かい側にある土地改良区の側溝へ流すという事でした。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 7項、お願いします。

事務局 第7項について、説明いたします。申請地は下鯖町の畑、163㎡のうち25㎡です。申請人は、市内の自営業者です。一体利用地として、宅地1筆、535㎡のうち78㎡があります。車の所有台数が増加し、駐車スペースが必要となり申請地を相談し了承を得られたので駐車場として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。第7項。申請地は、下鯖町、米ノ津東小学校から東に150mほどに位置し、不耕作の畑です。譲受人の家の隣の宅地と畑を購入して、そこを駐車場にしたいという事でした。一体利用地として、宅地1筆、78㎡があります。申請面積は、駐車場2台分を造成する敷地面積として、103㎡であり妥当であると思われます。造成については現状の高さのまま利用し、隣接する農地の境界にはブロック塀を設置し被害が及ぼさないようにするという事です。雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので許可相当と判断しました。以上です。

議長 8項、お願いします。

事務局 第8項について、説明いたします。申請地は西出水町の畑、863㎡のうち414㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在、実家暮らしであるが、申請地を取得し一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、概ね500mに位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の「市街化近接農地」に該当します。以上です。

議長 15番委員、お願いします。

15番 15番です。調査日・調査委員につきましては同じですので、省略します。申請地は、西出水町、出水高校から南に450mほどに位置し不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1

棟を建築する敷地面積として414㎡であり、妥当であると思われます。造成については、現状のまま利用し、接している道路よりも少し高くなるよう90cmほど盛土をされ、隣接する農地の境界には、L型擁壁を設置する計画で、被害が及ぼさないようにするという事でした。生活排水は合併浄化槽、雨水は道路側の脇に埋設管がありましたので、そちらに接続して流すという事でした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はありませんので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

4番 「はい。」と挙手。

議長 4番委員。

4番 4番です。32ページですね、第8項の申請人の貸人、それと借人、これは事務局に聞きたいんですが、ここ申請日のところにありますように、この貸人・借人の他人なのか親子なのか、そのところをちょっと教えていただけないでしょうか。

議長 使用貸借権設定のところですね。

事務局 貸人・借人、32ページのこれですね、娘婿さんです。義理の親子。娘さんの旦那さんが、家を造るので使用貸借権です。そういう事です。すみません。

4番 分かりました。

議長 他にございませんか。こういう感じで使用貸借権を結んで5条の許可申請をされるという事です。ないようです。調査委員の報告では、「許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」と返事)

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、全件「許可相当」と決定いたします。

議長 議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局、お願いします。

事務局 議案第5号 非農地証明願について、非農地証明願につきましては、『承認』・『不承認』という報告になります。夏、8月ごろに遊休農地パトロールをしてもらいます。そこで、もう『非農地』に皆さんが判断した場合には、総会でもう「非農地です。」という事になれば、申請が上がったら、即『非農地証明』というのを発行するんですけど、それ以外の非農地証明につきましては、農業委員会で図って、『承認』・『不承認』を頂くという事で承認されますと本人さんに『非農地証明』を交付するという事になりますので、今月は3件の非農地証明が上がってまいりましたので、第1項について説明いたします。申請地は、汐見町の畑、1460㎡です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、昭和55年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請地は、福ノ江郵便局から西に600mほどに位置し、申請地の一部には豚舎の倉庫が建っていました。通路は、砂利で綺麗に整地されている状態でした。建物の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われます。農地への復元は困難な状態でした。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 続きまして、2項お願いします。

事務局 第2項について、説明いたします。申請地は、高尾野町下水流の畑、105㎡です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、昭和53年5月27日、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略いたします。申請地は、JA本所から南へ600mほどに位置し、申請地は中尾と言います。住宅が建っておりました。建物の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態でありました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 続きまして、第3項をお願いします。

事務局 第3項について、説明いたします。申請地は、野田町下名の田、1577㎡です。登記地目は田、申請現況は原野です。非農地となった年月日は、平成10年月日不詳、土地改良区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。調査日等については省略いたします。申請地は、JA堆肥センターから東へ500mほどに位置し、申請地は、原野化されていました。現場の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態でありました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

ございませんか。無いようです。調査委員の報告では、「承認」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第5号 非農地証明願については、全件「承認」と決定いたします。

議長 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてですが、農業委員会法の規定により、農地利用の最適化を推進するために、農地の集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者確保数の具体的な数値目標を委員改選時の3年毎に改正するものです。39ページを御覧ください。担い手への農地利用集積目標4,005haは、管内の農地面積に対する鹿児島県の目標集積率90%により、令和9年3月までに達成する目標数値です。

次に40ページの遊休農地の解消は、目標年までに遊休農地をなくすものとしています。41ページの新規参入の促進目標は、新規参入者を年間5経営体、取得面積を年間2ha増加すると見込む数値です。3年前に作成した目標と現在の実績を比較しますと、新規参入は目標に達していますが、集積面積は目標率51%に対して集積率39%、遊休農地の割合は0.28%に対して0.31%と目標に達しておりません。前回の目標設定と同様に、今回の目標も集積率90%、遊休農地0とするのは、難しいと思われませんが、今後、国から一定の目標算定基準が示される予定であり再度指針の改正が必要となるかもしれません。よろしく御審議をお願いします。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。3箇年、3箇年の見直しで出水市の農地、そ

これから新規参入の農業者、土地を高齢になったから誰かに集積していくということを網羅した数値を上げてございます。現在、新規参入者は多いが、土地の集積、農地中間管理事業については実績が上がっていないこと等を勘案して数値を出してありますので、皆さんに農地の貸し借りの相談があった時は、基本的には、その近くの方にあっせんをするのが第1番目で、できない場合は別の方へ相談をするというやり方があります。また、ひとつのやり方としては、自分の農場の基点の枠を広げていくというのが管理上良いのではと思いますので、相談があった時は、そのあたりも地主さんと話しをしながら集積に取り組んでいただければと思います。

議長 それでは、皆さん方から何かございませんか。

4番 4番です。41ページについて先ほど会長からもありましたとおり、この新規参入というのは、出水市以外を考えていらっしゃるのか、それとも県外を考えてあるのか、それとも出水で新しく法人化した組織を考えてあるのかそのところを教えてください。

事務局 認定農家、あるいは新規認定農家の方を農政課が事務局となり農業委員会もその中入って審議をしています。ここにありますが数値はあくまでもそのようなかたちで、新規就農者の方が県内であろうが県外であろうが、認められた方の数字を上げてあります。企業も同じです。

議長 ほかにございませんか。

(「なし。」の声)

それでは、分からないところがありましたら事務局へ聞いていただくこととしまして、意見等がないようでしたら、指針案につきましては、承認と決定します。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○委員名簿の配付について(事務局説明 省略)

○制服の注文について(事務局説明 省略)

○全国農業新聞の購読について(事務局説明 省略)

○公務災害補償制度の加入について(事務局説明 省略)

○農業次世代人材投資に係るサポートチームの巡回依頼について(農政課説明 省略)

○委員研修(鹿児島県農業会議 講師：前田氏、省略)

議長 以上をもちまして第3回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

(事務局説明 省略)

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印